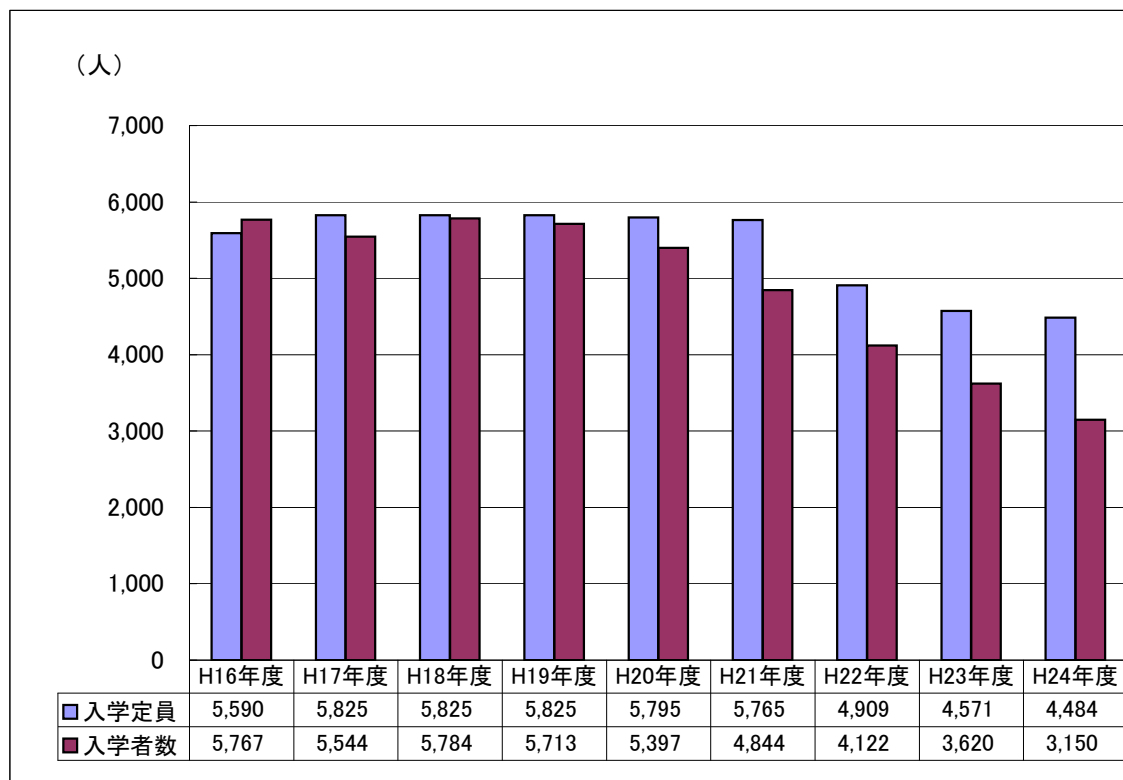


資料目録

(法科大学院について(1))

- 資料1 法科大学院別入学定員の推移
- 資料2 平成24年度の入学者数及び競争倍率の分布
- 資料3 法科大学院における進級制度について
- 資料4 法科大学院における修了認定について
- 資料5 法科大学院の定員・設置数等に関する意見の例
- 資料6 法科大学院修了年度別累積合格者数・合格率
- 資料7 法科大学院の修了者数と累積合格率のシミュレーション
- 資料8 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて
- 資料9 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて
- 資料10 法科大学院の設置状況
- 資料11 法科大学院別司法試験総合格者数・総合格率等（総合格率順）
- 資料12 法科大学院への裁判官及び検察官の派遣について
- 資料13 法科大学院に対する人的支援（教員派遣）の見直しに関する指摘
- 資料14 司法制度改革審議会意見書における認証評価に関する制度設計
- 資料15 法科大学院の認証評価制度について

法科大学院入学定員・入学者数の推移

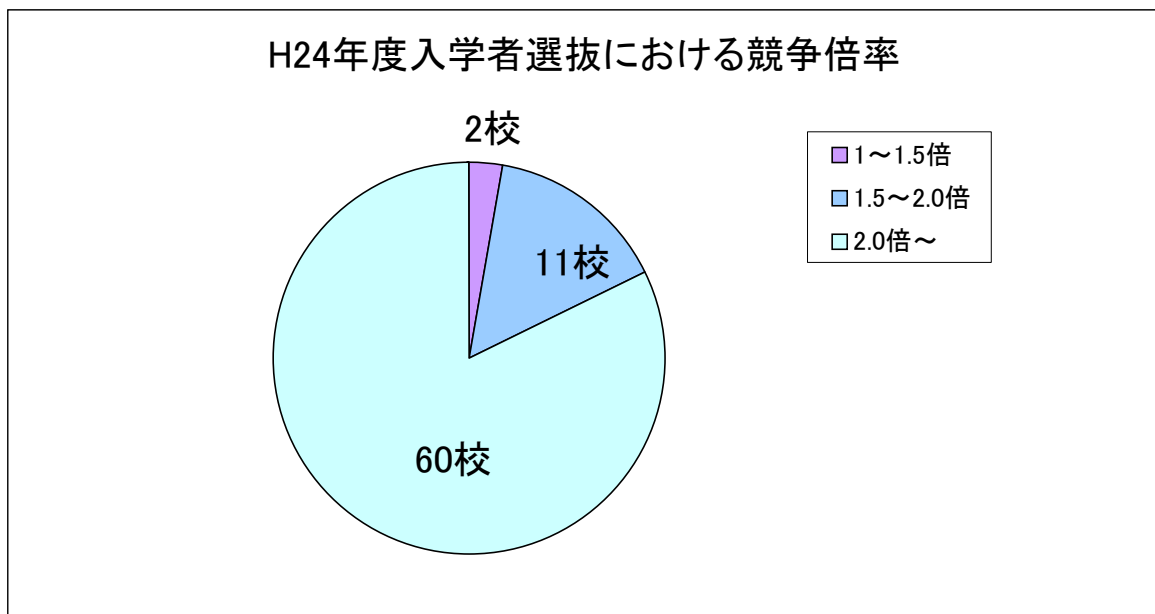
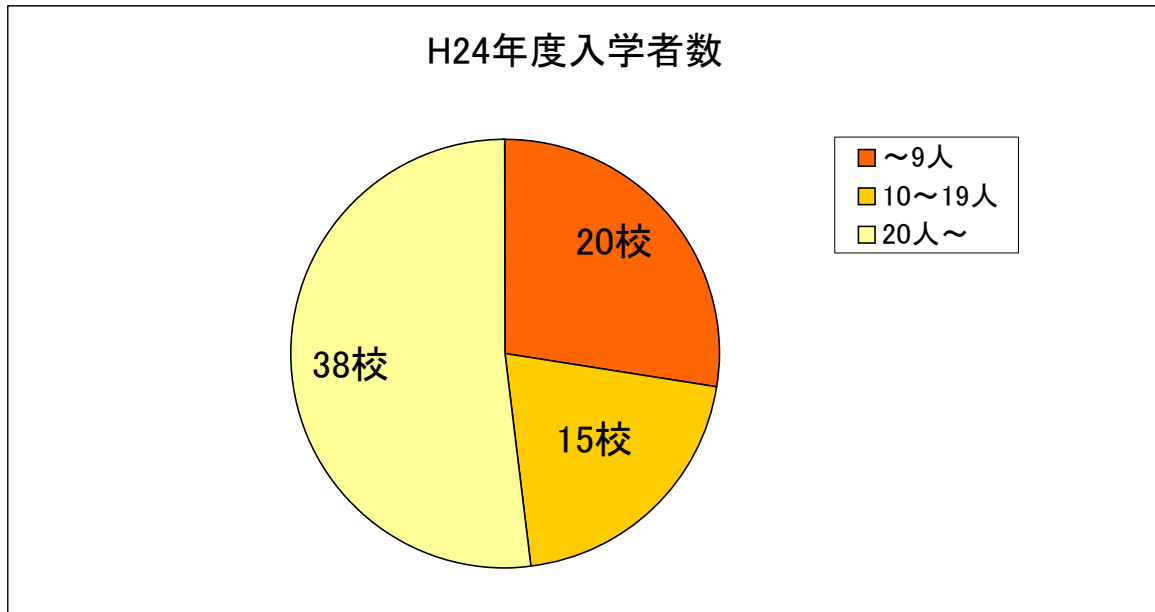


※ 文部科学省公表資料による。

法科大学院別入学定員の推移

No.	大学名	入学定員		減数 (H17-H24)	減数率
		H17	H24		
1	北海道大学	100	80	20	20.0%
2	東北大学	100	80	20	20.0%
3	筑波大学	40	36	4	10.0%
4	千葉大学	50	40	10	20.0%
5	東京大学	300	240	60	20.0%
6	一橋大学	100	85	15	15.0%
7	横浜国立大学	50	40	10	20.0%
8	新潟大学	60	35	25	41.7%
9	金沢大学	40	25	15	37.5%
10	信州大学	40	18	22	55.0%
11	静岡大学	30	20	10	33.3%
12	名古屋大学	80	70	10	12.5%
13	京都大学	200	160	40	20.0%
14	大阪大学	100	80	20	20.0%
15	神戸大学	100	80	20	20.0%
16	島根大学	30	20	10	33.3%
17	岡山大学	60	45	15	25.0%
18	広島大学	60	48	12	20.0%
19	香川大学	30	20	10	33.3%
20	九州大学	100	80	20	20.0%
21	熊本大学	30	22	8	26.7%
22	鹿児島大学	30	15	15	50.0%
23	琉球大学	30	22	8	26.7%
24	首都大学東京	65	52	13	20.0%
25	大阪市立大学	75	60	15	20.0%
26	北海学園大学	30	25	5	16.7%
27	東北学院大学	50	30	20	40.0%
28	白鷺大学	30	20	10	33.3%
29	大宮法科大学院大学	100	50	50	50.0%
30	獨協大学	50	30	20	40.0%
31	駿河台大学	60	48	12	20.0%
32	青山学院大学	60	50	10	16.7%
33	学習院大学	65	50	15	23.1%
34	慶應義塾大学	260	230	30	11.5%
35	國學院大學	50	40	10	20.0%
36	駒澤大学	50	36	14	28.0%
37	上智大学	100	90	10	10.0%
38	成蹊大学	50	45	5	10.0%
39	専修大学	60	55	5	8.3%
40	創価大学	50	35	15	30.0%
41	大東文化大学	50	40	10	20.0%
42	中央大学	300	270	30	10.0%
43	東海大学	50	30	20	40.0%
44	東洋大学	50	40	10	20.0%
45	日本大学	100	80	20	20.0%
46	法政大学	100	80	20	20.0%
47	明治大学	200	170	30	15.0%
48	明治学院大学	80	40	40	50.0%
49	立教大学	70	65	5	7.1%
50	早稲田大学	300	270	30	10.0%
51	神奈川大学	50	35	15	30.0%
52	関東学院大学	60	25	35	58.3%
53	桐蔭横浜大学	70	50	20	28.6%
54	山梨学院大学	40	35	5	12.5%
55	愛知大学	40	30	10	25.0%
56	愛知学院大学	35	25	10	28.6%
57	中京大学	30	25	5	16.7%
58	南山大学	50	40	10	20.0%
59	名城大学	50	40	10	20.0%
60	京都産業大学	60	32	28	46.7%
61	同志社大学	150	120	30	20.0%
62	立命館大学	150	130	20	13.3%
63	龍谷大学	60	25	35	58.3%
64	大阪学院大学	50	30	20	40.0%
65	関西大学	130	100	30	23.1%
66	近畿大学	60	40	20	33.3%
67	関西学院大学	125	100	25	20.0%
68	甲南大学	60	50	10	16.7%
69	神戸学院大学	60	35	25	41.7%
70	姫路獨協大学	40	募集停止	40	100.0%
71	広島修道大学	50	30	20	40.0%
72	久留米大学	40	30	10	25.0%
73	西南学院大学	50	35	15	30.0%
74	福岡大学	50	30	20	40.0%
	計	5,825	4,484	1,341	23.0%

平成24年度の入学者数及び競争倍率(受験者数/合格者数)の分布



※ 募集停止校1校を除く。

法科大学院における入学者選抜の方式

【入学者選抜の方式について】

■法科大学院の入学者選抜では、法科大学院の志願者全てが「適性試験」を受けることとされている。

■入学者選抜の方式は各法科大学院によって異なるが、適性試験の結果及び各法科大学院で実施する面接・小論文・書類審査、法学既修者に係る法律科目試験の結果等を用いて、入学者を選抜。

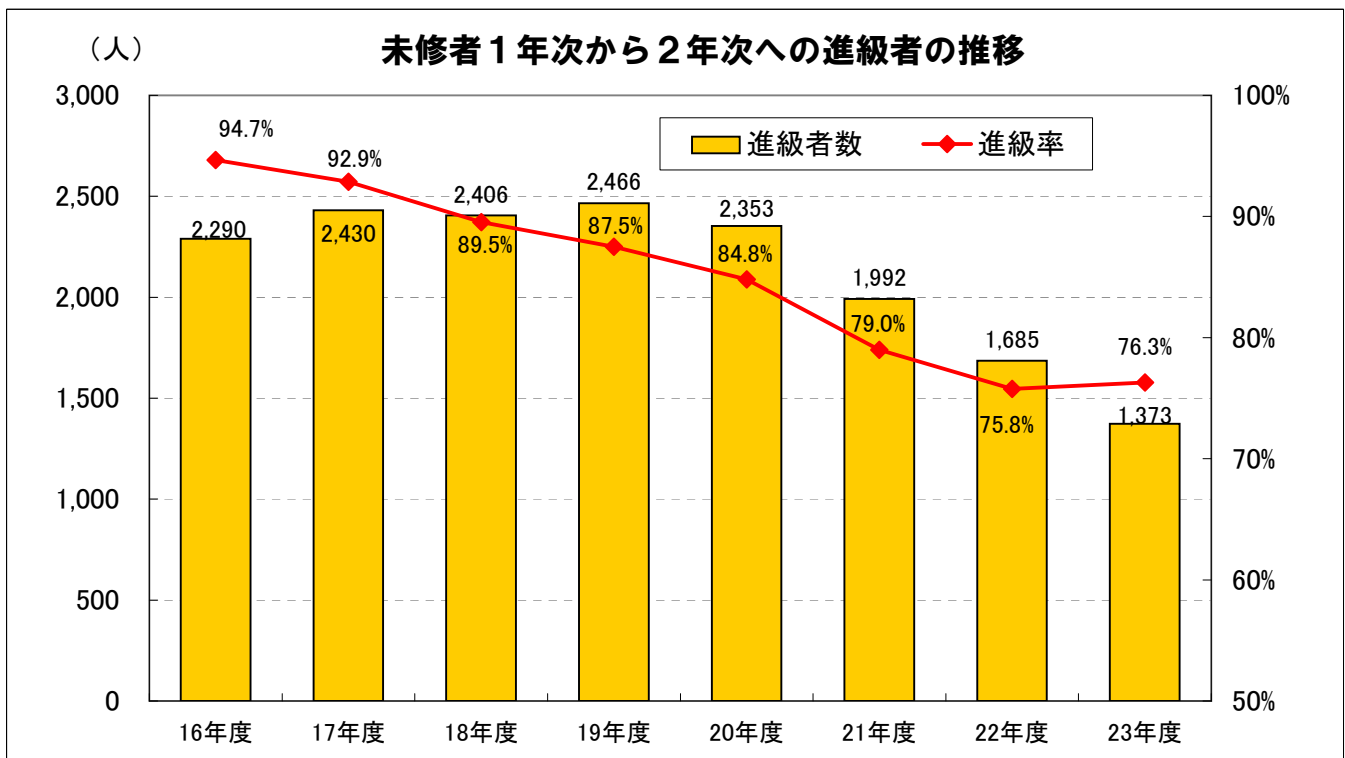
法科大学院における進級制度について

- ・ GPA制度をはじめとする厳格な成績評価の実施により、未修者の1年次から2年次への進級率は低下傾向。

※GPA制度について

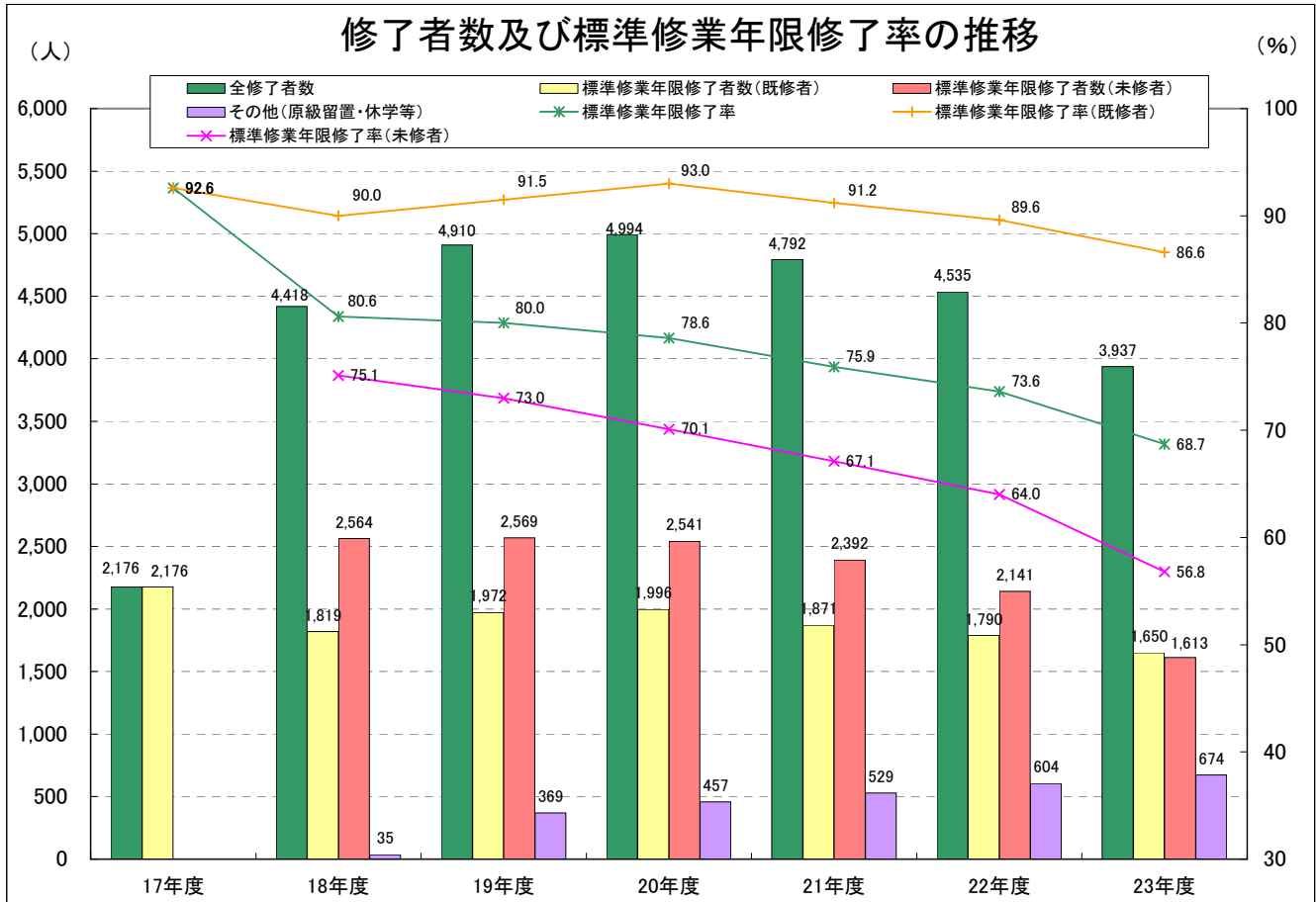
GPA制度とは、授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階(A, B, C, D, E)で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、評価する制度。

平成24年度において、GPA制度を導入している法科大学院は74校中62校(83.8%)



法科大学院における修了認定について

- ・ 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。
※ 平成22～23年度の入学定員削減や厳格な入試による入学者数の減少により、今後修了者数はさらに大幅に減少する見込み。



(注)標準修業年限修了率は既修、未修ごとの入学者(各年度の修了認定状況調査の結果による)のうち修了者の割合である。
※修了認定の方式については各法科大学院により異なるが、必要な単位の取得に加えて、GPA方式による成績評価、修了認定試験等が実施されている。

法科大学院の定員・設置数等に関する意見の例
(法曹の養成に関するフォーラム論点整理・法曹養成制度検討会議)

【教育の質の向上との関係】

- 大学教育というのは質の高い学生に対する教育を質の高いカリキュラムで保証し、質の高い実績をもって卒業させていくものであり、それができない法科大学院があるとすれば、一定の基準を明確にした上で、統廃合や変革がなされなければならない。

【司法試験合格状況との関係】

- 成果を上げている法科大学院もあるが、結果を出せていない法科大学院も一定数あり、法曹志願者の減少を食い止めるということも考えれば、選択と集中によって法科大学院の全体の規模を適正規模にするということも必要。
- 法科大学院は、かつての受験技術優先の学習への反省から、大きく教育内容・方法を転換させるものとして新たに創設されたものであるが、法科大学院の教育の質について、司法試験合格率を客観的な指標として測らざるを得ない現状の下で、司法試験の合格率のみを過度に強調していくと、司法試験の合格を第一に考える危険性が高い。

【全国適正配置との関係】

- 地方における司法過疎の解消のためには、地方に有能な人材を一人でも多く残す必要があることなどからも、法科大学院の定員削減や統廃合の検討に当たっては、全国適正配置についても配慮すべきである。
- 全国適正配置に配慮することは理念として重要であるが、地方の法科大学院について、司法試験合格率や入学者数等の観点から極めて厳しい状況にあるところが多く、また、現に法科大学院が存在していない県が相当数ある現状を踏まえると、単に地方にも所在すべきであるとの発想ではなく、理念の実質的な達成を目指して、地方の法曹志願者の教育の機会を確保していくという発想に切り替えていくべきである。また、道州制の議論のような地域単位を念頭に置いた議論をすることも必要であると考えられる。
- 地方の法科大学院によっては、統廃合に困難を伴うところもある上、その学校のいわば象徴として法科大学院を置いていたり、所在地域の弁護士会に当該法科大学院の修了生が相当数所属するなど、一つのモデルとしての存在価値もあることから、法科大学院の統廃合を進めるに当たっては、合理的な根拠がないとうまくいかないのではないかとと思われる。

【定員削減の在り方との関係】

- 現在、法科大学院への実入学者数は減少しつつあり、想定される適正な司法試験合格者数を検討の上、これに比べて、全体として入学定員が適正であるかどうかという点については、中長期的な視点から検証を行う必要がある。
- 定員の多い大規模な法科大学院についても、定員を削減していくことも検討する必要がある。
- 法科大学院の総定員数を削減する必要があるからといって、単純に定員の多い法科大学院について定員を削減しようとする、良質な教育を受ける機会を奪うことにもなりかねないことにも配慮すべきである。

【自主的な組織見直しとの関係】

- 法科大学院の中には、体制が不十分なところもあるため、プロセスによる法曹養成の意味合いを確認しつつ、法科大学院の体制を理念に沿うよう適正な規模に再編成する必要がある。また、法科大学院間の格差が広がり両極化している現実を踏まえ、特に問題のある一部の法科大学院に対しては厳しい措置を講ずることもあり得る。

すなわち、法科大学院の定員削減や統廃合について、これまでの文部科学省等における取組を通じて一定の努力が行われてきたが、その取組だけでは限界があることから、法令上の措置も含めて、より一層実効的に行うための方法としていかなるものがあるのかを更に検討する必要がある。

【認証評価との関係】

- 当初の制度設計でも、認証評価等を通じて、司法試験の受験資格を与えるに値する法科大学院であるかどうかの評価が下されることが想定されており、法科大学院は続けてもいいが司法試験の受験資格は与えられないという形はあり得る。

【大学の自治との関係】

- 大学の統廃合や閉鎖といったことを強権的に行うことは現行制度の中ではできないが、法科大学院制度においては、法科大学院を修了することが司法試験受験の要件となっている側面があり、この点は分けて議論すべき。
- 法曹養成のための教育機関でありながら、法曹を生み出せない法科大学院について、それは学問の自由だからいいということにはならない。大学の自治と学問の自由は重要であるが、法曹養成に特化し、受験資格に結びつけられている法科大学院について、その本来の目的に合わないものについては、一定の制約は受けざるを得ない。

法科大学院修了年度別累積合格者数・合格率

修了年度別	平成18年新試験		平成19年新試験		平成20年新試験		平成21年新試験		平成22年新試験		平成23年新試験		平成24年新試験		累積者数		
	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者実数	合格者	合格率
平成17年度修了者 (H18～H22まで受験可)	2,091	1,009	903	396	324	99	130	8	149	6				2,122	1,518	71.54%	
平成18年度修了者 (H19～H23まで受験可)			3,704	1,455	1,960	500	1,089	168	693	44	658	21		4,244	2,188	51.56%	
平成19年度修了者 (H20～H24まで受験可)					3,977	1,466	2,161	461	1,352	234	851	65		4,658	2,273	48.80%	
平成20年度修了者 (H21～H25まで受験可)							4,012	1,406	2,237	557	1,432	265		4,706	2,300	48.87%	
平成21年度修了者 (H22～H26まで受験可)									3,732	1,233	2,295	565		4,474	2,121	47.41%	
平成22年度修了者 (H23～H27まで受験可)											3,529	1,147		3,956	1,722	43.53%	
平成23年度修了者 (H24～H28まで受験可)														3,122	1,027	32.90%	

※受験者実数とは、新司法試験（平成24年は司法試験）を1回以上受けた者の数。

【参考】予備試験合格の資格に基づき受験者の合格者数・合格率

予備試験合格年	受験者数	合格者	合格率
平成23年	85	58	68.24%

累積合格率別に見た法科大学院の修了者数シミュレーション

累積合格率	仮定①	仮定②	仮定③	仮定④
	司法試験 年間1,500人合格	司法試験 年間2,000人合格	司法試験 年間2,500人合格	司法試験 年間3,000人合格
50%	3,000人	4,000人	5,000人	6,000人
60%	2,500人	3,333人	4,166人	5,000人
70%	2,142人	2,857人	3,571人	4,285人
80%	1,875人	2,500人	3,125人	3,750人
90%	1,666人	2,222人	2,777人	3,333人

(注1) 累積合格率:ある年度の法科大学院修了生全体に対する3回受験後の全合格者数の割合。

(注2) 修了者及び不合格者は、直後の司法試験を全員受験するものとする。

(注3) 修了1年目、2年目、3年目の単年合格率は一定で推移するものとする。

(注4) 予備試験合格を受験資格とする者は考慮していない。

単年合格率と累積合格率の関係(シミュレーション)

単年合格率:ある年の全受験者に対する全合格者の割合
 累積合格率:ある年度の法科大学院修了生全体に対する3回受験後の全合格者数の割合

【シミュレーションの前提】

- ①全ての法科大学院修了生が修了直後の司法試験を受験し、不合格者は翌年の司法試験を受験するものとする。
 ②修了後1年目、2年目、3年目の合格率は、3:2:1とし、一定で推移するものとする。

表1 修了者数(=1年目受験者数)2500人、1年目合格率30%とした場合

		Ⅱ年試験	Ⅲ年試験	Ⅳ年試験	V年試験	Ⅵ年試験	累積計
Ⅰ年度卒	受験者数	2,500	1,750	1,400			2,500
	合格率	30%	20%	10%			50%
	合格者数	750	350	140			1,240
Ⅱ年度卒	受験者数		2,500	1,750	1,400		2,500
	合格率		30%	20%	10%		50%
	合格者数		750	350	140		1,240
Ⅲ年度卒	受験者数			2,500	1,750	1,400	2,500
	合格率			30%	20%	10%	50%
	合格者数			750	350	140	1,240
Ⅳ年度卒	受験者数				2,500	1,750	(略)
	合格率				30%	20%	
	合格者数				750	350	
Ⅴ年度卒	受験者数					2,500	(略)
	合格率					30%	
	合格者数					750	
単年計	受験者数			5,650	5,650	5,650	(略)
	合格率	(略)	(略)	22%	22%	22%	
	合格者数			1,240	1,240	1,240	

表2

修了者数2,500人の場合

A	B	C	D	E	2回目		H	I	J	K	L	M	N	O	
					合格者	合格率									
修了者	1回目		合格者		合格者		3回目		合格者		合格者		累積ベース		
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	合格率
	Aと同じとする	B×C	B-D	C×2/3と する	E×F	E-G	H×I	C×1/3と する	D+G+ J	B+E+ H	D+G+ J	L/K	D+G+ J	(D+G+ J)/A	
	2,500	2,500	750	1,750	350	1,400	140	10%	1,240	5,650	1,240	22%	1,240	50%	
	2,500	2,500	950	1,550	393	1,157	147	13%	1,489	5,207	1,489	29%	1,489	60%	
	2,500	2,500	1,200	1,300	416	884	141	16%	1,757	4,684	1,757	38%	1,757	70%	
2,500	2,500	1,475	1,025	403	622	122	20%	2,000	4,147	2,000	48%	2,000	80%		
2,500	2,500	1,825	675	329	347	84	24%	2,238	3,522	2,238	64%	2,238	90%		

修了者数3,000人の場合

A	B	C	D	E	2回目		H	I	J	K	L	M	N	O	
					合格者	合格率									
修了者	1回目		合格者		合格者		3回目		合格者		合格者		累積ベース		
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	合格率
	Aと同じとする	B×C	B-D	C×2/3と する	E×F	E-G	H×I	C×1/3と する	D+G+ J	B+E+ H	D+G+ J	L/K	D+G+ J	(D+G+ J)/A	
	3,000	3,000	900	2,100	420	1,680	168	10%	1,488	6,780	1,488	22%	1,488	50%	
	3,000	3,000	1,140	1,860	471	1,389	176	13%	1,787	6,249	1,787	29%	1,787	60%	
	3,000	3,000	1,440	1,560	499	1,061	170	16%	2,109	5,621	2,109	38%	2,109	70%	
3,000	3,000	1,770	1,230	484	746	147	20%	2,401	4,976	2,401	48%	2,401	80%		
3,000	3,000	2,190	810	394	416	101	24%	2,685	4,226	2,685	64%	2,685	90%		

表2

修了者数3,500人の場合

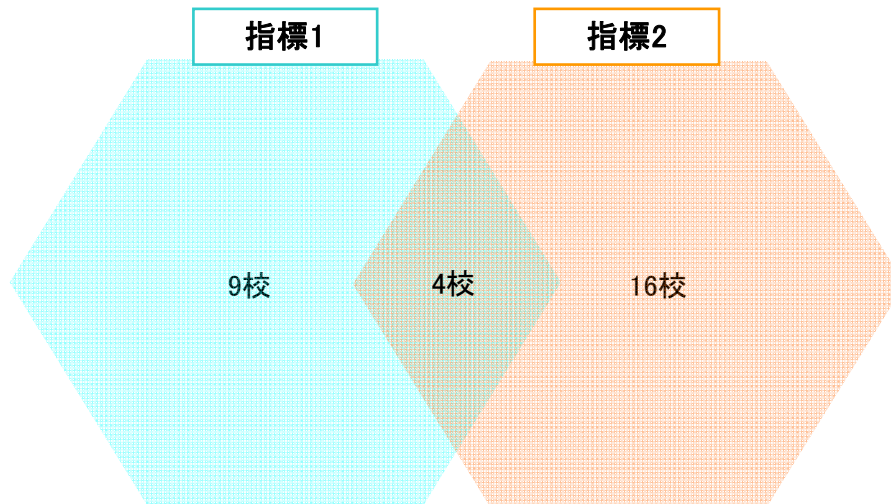
A	B	C	D	E	2回目		G	H	3回目		J	K	L	M	N	O
					合格者	合格者			合格者	合格者						
修了者																
3,500	3,500	30%	1,050	2,450	20%	490	1,960	10%	196	7,910	1,736	22%	1,736	1,736	50%	
3,500	3,500	38%	1,330	2,170	25%	550	1,620	13%	205	7,290	2,085	29%	2,085	2,085	60%	
3,500	3,500	48%	1,680	1,820	32%	582	1,238	16%	198	6,558	2,460	38%	2,460	2,460	70%	
3,500	3,500	59%	2,065	1,435	39%	564	871	20%	171	5,806	2,801	48%	2,801	2,801	80%	
3,500	3,500	73%	2,555	945	49%	460	485	24%	118	4,930	3,133	64%	3,133	3,133	90%	

修了者数4,000人の場合

A	B	C	D	E	2回目		G	H	3回目		J	K	L	M	N	O
					合格者	合格者			合格者	合格者						
修了者																
4,000	4,000	30%	1,200	2,800	20%	560	2,240	10%	224	9,040	1,984	22%	1,984	1,984	50%	
4,000	4,000	38%	1,520	2,480	25%	628	1,852	13%	235	8,332	2,383	29%	2,383	2,383	60%	
4,000	4,000	48%	1,920	2,080	32%	666	1,414	16%	226	7,494	2,812	38%	2,812	2,812	70%	
4,000	4,000	59%	2,360	1,640	39%	645	995	20%	196	6,635	3,201	48%	3,201	3,201	80%	
4,000	4,000	73%	2,920	1,080	49%	526	554	24%	135	5,634	3,581	64%	3,581	3,581	90%	

平成25年度予算における 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの該当状況について

※ 該当校数は、H22からH24までの各指標に係る統計数値によるもの。
(両指標に該当する4校は、H25年度予算の公的支援の見直し対象校となる。)



(該当校数は、入学者の募集停止校(停止予定校を除く。)を除いた数字。)

※なお、平成24年度予算の公的支援の見直し対象校は、6校。
うち2校は、平成25年度予算の公的支援の見直しにも該当。

《参考》法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて
(H22.9.16 文部科学省)

○ 対象

公的支援の見直しを行う対象は、指標1及び指標2の両方に該当する法科大学院とする。

(指標1)

前年度の入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍未満

(指標2)

前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続。

(例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。)

- ① 新司法試験の合格率(合格者数/修了年度を問わない全受験者数)が全国平均の半分未満。
- ② 直近修了者(新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者)のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率(直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数)が全国平均の半分未満。

※ 実施時期:平成24年度予算から対応。

法科大学院の公的支援見直し対象の状況(H24合格率順)

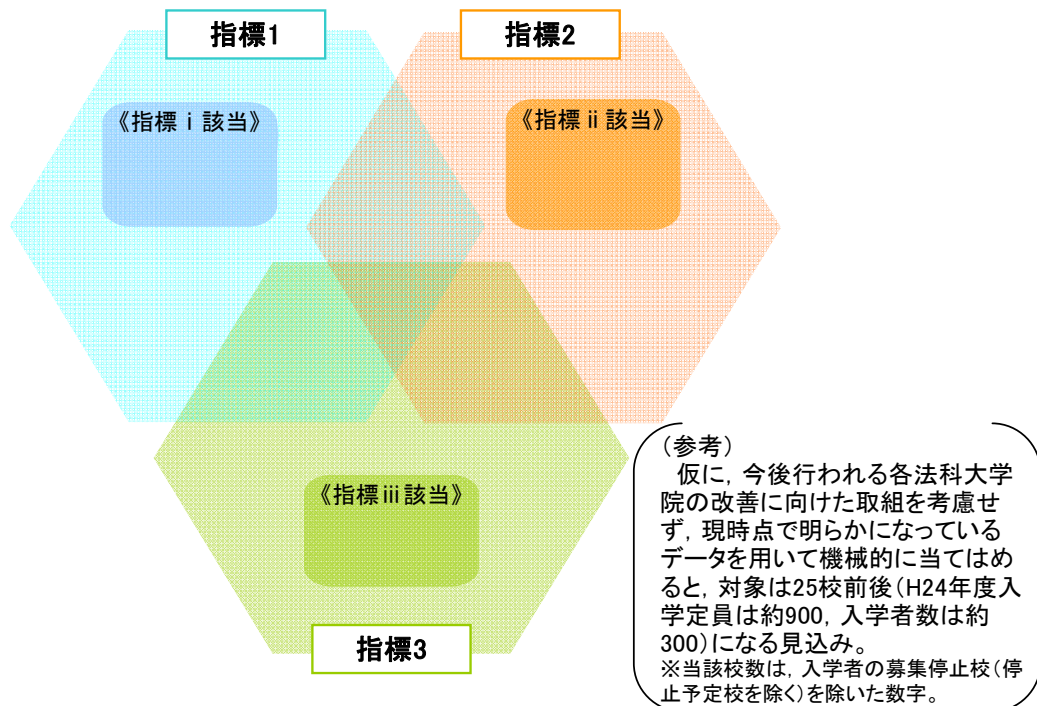
平成24年9月11日現在

No.	大学名	指標1関係			指標2関係										(予集 定校 舎 止 校)
		入学者選抜 実施状況			司法試験合格率			直近修了者の司法試験受験率・合格率							
		入学定員	入学者数	競争率 (受験者数/合格者数)				H22司法試験 (H22修了者)		H23司法試験 (H22修了者)		H24司法試験 (H23修了者)			
		H24	H24	H24	H22	H23	H24	受験率	合格率	受験率	合格率	受験率	合格率		
1	一橋大学	85	88	5.20	50.0%	57.7%	57.0%	97.1%	56.4%	94.6%	65.5%	94.4%	63.5%		
2	京都大学	160	170	3.58	48.7%	54.6%	54.3%	92.2%	55.9%	90.1%	65.4%	97.0%	66.0%		
3	慶應義塾大学	230	230	3.12	50.4%	48.0%	53.6%	91.7%	58.2%	92.4%	56.0%	93.2%	59.3%		
4	東京大学	240	229	3.69	48.9%	50.5%	51.2%	88.2%	56.9%	89.2%	60.7%	91.7%	59.0%		
5	神戸大学	80	84	3.60	34.0%	46.6%	45.8%	89.1%	41.5%	97.5%	60.3%	89.5%	42.9%		
6	大阪大学	80	84	2.79	38.9%	28.7%	41.8%	81.7%	45.9%	84.9%	35.4%	89.5%	50.6%		
7	中央大学	270	247	2.39	43.1%	38.2%	41.3%	95.0%	50.0%	94.3%	45.6%	94.3%	46.1%		
8	首都大学東京	52	52	5.57	29.7%	31.7%	39.6%	90.8%	33.9%	89.8%	43.4%	86.4%	47.1%		
9	愛知大学	30	8	2.03	31.8%	22.2%	37.8%	91.7%	27.3%	85.0%	41.2%	100.0%	52.6%		
10	北海道大学	80	72	3.37	43.1%	30.0%	34.0%	80.8%	51.3%	85.6%	29.9%	85.9%	34.3%		
11	早稲田大学	270	263	2.33	32.7%	31.9%	32.8%	82.5%	41.3%	87.9%	42.7%	87.6%	40.8%		
12	名古屋大学	70	68	3.78	35.3%	31.6%	32.6%	85.5%	40.8%	80.8%	34.9%	79.8%	41.8%		
13	千葉大学	40	44	3.02	43.5%	39.2%	31.8%	92.7%	47.4%	87.5%	42.9%	87.5%	28.6%		
14	九州大学	80	71	2.12	26.3%	21.0%	26.2%	72.6%	36.4%	81.1%	28.6%	89.4%	31.0%		
15	近畿大学	40	6	2.06	14.0%	13.8%	24.3%	87.9%	13.8%	87.0%	20.0%	56.3%	22.2%		
16	東北大学	80	58	2.16	36.5%	31.8%	22.0%	80.2%	42.0%	80.6%	25.3%	80.9%	23.6%		
17	広島大学	48	29	2.06	20.8%	12.5%	20.9%	69.6%	28.1%	75.0%	9.1%	86.1%	16.1%		
18	上智大学	90	80	2.46	19.6%	20.2%	20.8%	87.9%	26.4%	87.3%	21.3%	83.5%	22.4%		
19	明治大学	170	131	1.17	25.4%	24.0%	20.4%	84.8%	23.2%	84.3%	28.2%	66.8%	18.1%		
20	中京大学	25	13	1.27	14.3%	20.5%	19.5%	70.8%	23.5%	66.7%	25.0%	78.9%	13.3%		
21	西南学院大学	35	17	2.38	11.1%	7.7%	19.4%	74.4%	12.5%	50.0%	12.5%	58.8%	40.0%		
22	同志社大学	120	54	2.00	21.0%	23.5%	19.2%	87.8%	23.1%	80.1%	16.2%	72.8%	20.9%		
23	新潟大学	35	5	1.79	11.0%	10.4%	19.0%	82.2%	13.5%	86.7%	15.4%	75.0%	5.6%		
24	学習院大学	50	45	1.72	20.2%	22.5%	18.8%	88.4%	28.9%	81.1%	20.0%	78.4%	6.9%		
25	立命館大学	130	87	1.82	18.9%	15.3%	18.2%	81.2%	18.8%	83.3%	16.2%	75.7%	14.9%		
26	広島修道大学	30	15	2.05	11.7%	14.3%	18.2%	70.4%	15.8%	48.4%	6.7%	36.4%	25.0%		
27	大阪市立大学	60	55	2.45	26.1%	25.0%	17.6%	80.3%	29.8%	85.5%	28.3%	76.5%	17.9%		
28	白鷲大学	20	5	2.00	5.7%	2.5%	17.5%	76.0%	5.3%	72.0%	0.0%	69.2%	11.1%		
29	南山大学	40	32	1.86	13.7%	26.3%	17.1%	75.6%	11.8%	78.6%	39.4%	89.3%	36.0%		
30	立教大学	65	50	2.01	20.7%	13.8%	17.0%	83.9%	31.9%	86.2%	8.0%	75.0%	9.5%		
31	琉球大学	22	15	2.55	13.2%	16.7%	16.7%	81.3%	15.4%	72.2%	23.1%	69.2%	0.0%		
32	山梨学院大学	35	12	1.64	27.5%	15.6%	16.3%	76.9%	45.0%	69.6%	25.0%	66.7%	12.5%		
33	成蹊大学	45	30	2.00	11.8%	12.1%	16.2%	67.8%	12.5%	46.8%	18.2%	52.0%	19.2%		
34	福岡大学	30	11	1.78	22.2%	8.1%	16.1%	81.8%	11.1%	81.8%	0.0%	45.0%	0.0%		
35	岡山大学	45	36	2.42	15.1%	31.5%	15.4%	81.1%	20.0%	92.3%	47.2%	90.7%	15.4%		
36	関東学院大学	25	4	2.20	5.5%	10.9%	15.4%	73.3%	27.3%	66.7%	18.8%	85.7%	0.0%		
37	静岡大学	20	8	2.36	16.2%	14.9%	14.9%	45.8%	27.3%	82.4%	21.4%	71.4%	10.0%		
38	金沢大学	25	23	2.20	31.5%	23.4%	14.8%	82.8%	41.7%	83.9%	30.8%	90.0%	5.6%		
39	関西学院大学	100	46	1.87	20.3%	14.6%	14.5%	70.8%	19.0%	66.0%	16.7%	72.5%	15.5%		
40	横浜国立大学	40	42	2.13	19.1%	13.5%	14.5%	87.3%	12.5%	83.3%	15.0%	77.4%	8.3%		
41	筑波大学	36	35	2.77	25.6%	7.3%	14.3%	56.3%	44.4%	55.0%	13.6%	51.7%	20.0%		
42	甲南大学	50	24	2.05	10.0%	16.1%	13.5%	73.4%	10.6%	74.5%	17.1%	60.7%	5.9%		
43	創価大学	35	28	2.97	19.6%	14.0%	13.0%	87.5%	28.6%	75.0%	30.0%	77.8%	25.0%		
44	熊本大学	22	11	2.06	20.6%	10.3%	12.2%	43.8%	14.3%	43.8%	28.6%	75.0%	25.0%		
45	北海学園大学	25	15	2.17	9.7%	27.0%	12.1%	51.9%	14.3%	33.3%	56.0%	60.0%	11.1%		
46	関西大学	100	40	2.07	14.5%	16.7%	12.0%	72.6%	10.6%	71.8%	16.1%	75.0%	8.8%		
47	日本大学	80	34	2.00	12.9%	6.5%	11.9%	55.2%	13.2%	68.7%	5.3%	62.4%	10.3%		
48	青山学院大学	50	11	3.31	3.6%	9.4%	11.8%	67.6%	8.7%	55.2%	18.8%	63.6%	14.3%		
49	専修大学	55	41	2.00	19.6%	14.4%	11.4%	65.0%	28.2%	80.4%	10.8%	77.8%	11.4%		
50	名城大学	40	16	2.13	20.0%	9.7%	11.1%	54.1%	30.0%	53.1%	29.4%	45.5%	20.0%		
51	神奈川大学	35	8	2.00	15.1%	6.6%	11.1%	65.6%	9.5%	52.2%	8.3%	50.0%	0.0%		
52	鹿児島大学	15	5	2.00	0.0%	6.3%	10.8%	40.0%	0.0%	72.2%	7.7%	76.9%	10.0%		
53	東洋大学	40	8	2.19	9.1%	12.5%	10.8%	70.6%	12.5%	54.1%	15.0%	42.9%	22.2%		
54	法政大学	80	63	1.75	14.5%	16.9%	10.5%	82.4%	12.9%	77.9%	9.0%	80.0%	4.2%		
55	駒澤大学	36	9	2.23	13.2%	2.5%	9.8%	63.3%	15.8%	82.8%	0.0%	65.0%	7.7%		
56	東海大学	30	11	1.53	3.8%	9.9%	9.8%	59.0%	0.0%	45.8%	9.1%	57.9%	0.0%		
57	東北学院大学	30	2	2.00	5.1%	5.6%	9.3%	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%	62.5%	20.0%		
58	久留米大学	30	6	2.06	11.8%	7.7%	8.6%	26.7%	0.0%	61.5%	0.0%	22.2%	0.0%		
59	大東文化大学	40	24	1.67	4.3%	2.9%	7.7%	50.0%	13.3%	47.4%	11.1%	37.0%	0.0%		
60	駿河台大学	48	5	3.18	7.6%	4.6%	7.6%	52.9%	7.4%	69.5%	4.9%	44.4%	12.5%	○	
61	信州大学	18	18	2.00	12.2%	7.7%	7.4%	57.7%	20.0%	62.2%	8.7%	77.8%	0.0%		
62	桐蔭横浜大学	50	20	2.18	7.2%	6.9%	6.1%	45.1%	4.3%	49.0%	16.7%	48.4%	6.7%		
63	島根大学	20	3	1.88	10.3%	8.7%	5.9%	40.0%	16.7%	61.1%	0.0%	80.0%	0.0%		
64	獨協大学	30	9	2.00	3.7%	11.5%	5.6%	55.8%	0.0%	37.8%	17.6%	62.1%	0.0%		
65	大阪学院大学	30	6	2.86	5.5%	2.6%	5.6%	38.7%	8.3%	37.0%	0.0%	42.1%	12.5%		
66	香川大学	20	6	2.00	19.2%	4.5%	5.1%	76.2%	18.8%	78.3%	0.0%	61.5%	0.0%		
67	國學院大学	40	11	2.05	7.4%	6.9%	5.1%	73.0%	11.1%	64.3%	15.6%	42.9%	0.0%		
68	大宮法科大学院大学	50	11	3.36	10.2%	6.4%	4.8%	60.4%	6.3%	41.7%	3.3%	41.5%	0.0%	○	
69	京都産業大学	32	12	2.68	5.4%	3.2%	4.8%	60.0%	0.0%	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%		
70	明治学院大学	40	5	2.08	10.3%	4.5%	4.7%	55.2%	10.8%	66.0%	3.0%	65.2%	0.0%	○	
71	愛知学院大学	25	6	1.13	8.8%	2.4%	4.7%	40.9%	22.2%	47.4%	0.0%	27.3%	0.0%		
72	龍谷大学	25	28	2.83	11.4%	6.5%	4.5%	50.0%	3.7%	44.4%	5.0%	40.7%	0.0%		
73	神戸学院大学	35	2	2.25	10.3%	2.6%	3.1%	68.2%	6.7%	57.1%	0.0%	76.9%	0.0%	○	
74	短路獨協大学	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	○	
	計(平均)	4,484	3,150	2.53	25.4%	23.5%	24.6%	77.9%	33.0%	77.8%	32.5%	79.3%	32.9%		

 指標1及び2に該当
 指標1に該当
 指標2に該当

※H25年度公的支援見直し対象校のH24年度入学定員は115人、入学者数は44人。

法科大学院の組織見直しを促進するための
公的支援の更なる見直しについて(H24.9.7 文部科学省)
(実施時期:H26年度予算から対応)



○ 対象

- (1) 公的支援の見直しを行う対象は、下記の指標1及び指標2の両方に該当する法科大学院とする。
- (2) これに加え、新たに指標3を追加し、指標1及び指標3の両方に該当する法科大学院、指標2及び指標3の両方に該当する法科大学院も公的支援の見直しを行う対象とする。
- (3) また、単独の指標にのみ該当する法科大学院であっても、下記の指標 i、指標 ii 及び指標 iii に示すとおり、当該指標の値が著しく低い場合は、公的支援の見直しを行う対象とする。

【上記(1), (2)に関する指標】

- (指標1) 前年度の入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍未満
- (指標2) 前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続
(例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。)
- ① 新司法試験の合格率(合格者数/修了年度を問わない全受験者数)が全国平均の半分未満
- ② 直近修了者(新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者)のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率(直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数)が全国平均の半分未満
- (指標3) 前年度までに入学定員の充足率(実入学者数/入学定員)50%未満の状況が2年以上継続

【上記(3)において、著しく低いとされる場合の指標】

- (指標 i) 前年度までに入学者選抜における競争倍率2倍未満の状況が2年以上継続
- (指標 ii) 指標2に該当し、かつ、前年度において①、②のいずれかに該当
- ① 新司法試験の合格率が全国平均の1/4未満
- ② 直近修了者のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の1/4未満
- (指標 iii) 指標3に該当し、かつ、前年度の入学定員の充足率が25%未満

※ なお、ある年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員の充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする。

各法科大学院の入学定員等の状況
(平成24年入学定員充足率順)

平成24年9月11日現在

	入学定員等の状況(H24)		
	入学定員	入学者数(B)	入学定員充足率(B/A)
1 千葉大学	40	44	1.10
2 京都大学	160	170	1.06
3 神戸大学	80	84	1.05
4 大阪大学	80	84	1.05
5 横浜国立大学	40	42	1.05
6 龍谷大学	25	26	1.04
7 一橋大学	85	88	1.04
8 慶應義塾大学	230	230	1.00
9 首都大学東京	52	52	1.00
10 信州大学	18	18	1.00
11 早稲田大学	270	263	0.97
12 筑波大学	36	35	0.97
13 名古屋大学	70	68	0.97
14 東京大学	240	229	0.95
15 金沢大学	25	23	0.92
16 大阪市立大学	60	55	0.92
17 中央大学	270	247	0.91
18 北海道大学	80	72	0.90
19 学習院大学	50	45	0.90
20 上智大学	90	80	0.89
21 九州大学	80	71	0.89
22 南山大学	40	32	0.80
23 岡山大学	45	36	0.80
24 創価大学	35	28	0.80
25 法政大学	80	63	0.79
26 明治大学	170	131	0.77
27 立教大学	65	50	0.77
28 専修大学	55	41	0.75
29 東北大学	80	58	0.73
30 琉球大学	22	15	0.68
31 立命館大学	130	87	0.67
32 成蹊大学	45	30	0.67
33 広島大学	48	29	0.60
34 北海学園大学	25	15	0.60
35 大東文化大学	40	24	0.60
36 中京大学	25	13	0.52
37 広島修道大学	30	15	0.50
38 熊本大学	22	11	0.50
39 西南学院大学	35	17	0.49
40 甲南大学	50	24	0.48
41 関西学院大学	100	46	0.46
42 同志社大学	120	54	0.45
43 日本大学	80	34	0.43
44 静岡大学	20	8	0.40
45 関西大学	100	40	0.40
46 名城大学	40	16	0.40
47 桐蔭横浜大学	50	20	0.40
48 京都産業大学	32	12	0.38
49 福岡大学	30	11	0.37
50 東海大学	30	11	0.37
51 山梨学院大学	35	12	0.34
52 鹿児島大学	15	5	0.33
53 獨協大学	30	9	0.30
54 香川大学	20	6	0.30
55 國學院大学	40	11	0.28
56 愛知大学	30	8	0.27
57 白鷗大学	20	5	0.25
58 駒澤大学	36	9	0.25
59 愛知学院大学	25	6	0.24
60 神奈川大学	35	8	0.23
61 青山学院大学	50	11	0.22
62 大宮法科大学院大学	50	11	0.22
63 東洋大学	40	8	0.20
64 久留米大学	30	6	0.20
65 大阪学院大学	30	6	0.20
66 関東学院大学	25	4	0.16
67 近畿大学	40	6	0.15
68 島根大学	20	3	0.15
69 新潟大学	35	5	0.14
70 明治学院大学	40	5	0.13
71 駿河台大学	48	5	0.10
72 東北学院大学	30	2	0.07
73 神戸学院大学	35	2	0.06
74 姫路獨協大学	募集停止	-	-
計(平均)	4,484	3,150	0.57

※ 募集停止のため、算出できない箇所は「-」で表示。

法科大学院の設置状況

(平成24年度定員/入学者数)

(注) ☆は昼夜開講法科大学院
★は夜間開講法科大学院

【北海道】 北海道80/72 ☆北海学園25/15		【青森県】	
【山口県】	【島根県】 島根20/3	【鳥取県】	【福井県】
【広島県】 広島48/29 広島修道30/15	【岡山県】 岡山45/36	【兵庫県】 神戸80/84 関西学院100/46 甲南50/24 神戸学院35/2 姫路獨協一	【京都府】 京都160/170 同志社120/54 立命館130/87 龍谷25/26 京都産業32/12
			【石川県】 金沢25/23
			【富山県】
			【新潟県】 新潟35/5
			【滋賀県】
			【長野県】 信州18/18
			【群馬県】
			【山梨県】 山梨学院35/12
			【埼玉県】 ☆大宮法科50/11 獨協30/9
			【千葉県】 千葉40/44
			【東京都】 一橋85/88 東京240/229 慶応230/230 中央270/247 首都大52/52 早稲田270/263 明治170/131 上智90/80 学習院50/45 創価35/28 立教65/50 ☆成蹊45/30 専修55/41 法政80/63 ★筑波36/35 青山学院50/11 東洋40/8 日本80/34 駒澤36/9 明治学院40/5 國學院40/11 駿河台48/5 ☆大東文化40/24 東海30/11
			【神奈川県】 横浜国立40/42 関東学院25/4 神奈川35/8 ☆桐蔭横浜50/20
【愛媛県】 愛媛	【香川県】 香川		【岐阜県】
	連合20/6		【愛知県】 愛知30/8 名古屋70/68 南山40/32 中京25/13 ☆名城40/16 愛知学院25/6
			【静岡県】 静岡20/8
			【三重県】
			【奈良県】
			【大阪府】 大阪80/84 大阪市立60/55 関西100/40 近畿40/6 ★大阪学院30/6
			【和歌山県】
			【福岡県】 九州80/71 福岡30/11 西南学院35/17 久留米30/6
			【長崎県】
			【佐賀県】
			【熊本県】 熊本22/11
			【大分県】
			【鹿児島県】 鹿児島15/5
			【宮崎県】
			【沖縄】 琉球22/15

総括表

平成24年度現在

	校数	定員	入学者数
北海道	2校	105名/87名	
東北	2校	110名/60名	
関東	32校	2,467名/1,873名	
甲信越	3校	88名/35名	
東海	7校	250名/151名	
北陸	1校	25名/23名	
近畿	15校	1,042名/696名	
中国	4校	143名/83名	
四国	1校	20名/6名	
九州	6校	212名/121名	
沖縄	1校	22名/15名	
国立	23校	1,361名	1,204名
公立	2校	112名	107名
私立	49校	3,011名	1,839名
計	74校	4,484名	3,150名

法科大学院別司法試験総合合格者数・総合合格率等（総合合格率順）

	司法試験結果 H17～23年度合計			入学定員		実入学者数		認証評価 不適合年度(1巡目)	H25年度 公的支援見直し 該当校	裁判官又は 検察官の 派遣の有無
	受験者実数	合格者	合格率	H24年度	H24年度 累計	H24年度	H24年度 累計			
1 一橋大法科大学院	617	494	80.1%	85	85	88	88	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
2 東京大法科大学院	1,743	1,319	75.7%	240	325	229	317			○
3 京大法科大学院	1,226	926	75.5%	160	485	170	487			○
4 慶應義塾大法科大学院	1,507	1,118	74.2%	230	715	230	717			○
5 神戸大法科大学院	578	407	70.4%	80	795	84	801			○
6 千葉大法科大学院	282	193	68.4%	40	835	44	845	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
7 中央大法科大学院	1,782	1,209	67.8%	270	1,105	247	1,092			○
8 北海道大法科大学院	550	334	60.7%	80	1,185	72	1,164	H19 (追評価: H20○) [Ⅱ]		○
9 首都大東京法科大学院	375	226	60.3%	52	1,237	52	1,216			○
10 愛知大法科大学院	155	92	59.4%	30	1,267	8	1,224	H19 [Ⅰ]		○
11 大阪大法科大学院	568	336	59.2%	80	1,347	84	1,308			○
12 名古屋大法科大学院	456	266	58.3%	70	1,417	68	1,376			○
13 早稲田大法科大学院	1,443	804	55.7%	270	1,687	263	1,639			○
14 東北大法科大学院	565	306	54.2%	80	1,767	58	1,697			○
15 大阪市立大法科大学院	378	185	48.9%	60	1,827	55	1,752			○
16 明治大法科大学院	1,160	560	48.3%	170	1,997	131	1,883			○
17 九州大法科大学院	563	261	46.4%	80	2,077	71	1,954			○
18 同志社大法科大学院	800	360	45.0%	120	2,197	54	2,008	H20 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
19 上智大法科大学院	576	257	44.6%	90	2,287	80	2,088			○
20 学習院大法科大学院	293	128	43.7%	50	2,337	45	2,133			○
21 山梨学院大法科大学院	155	64	41.3%	35	2,372	12	2,145	H20 [Ⅰ]		○
22 福岡大法科大学院	102	42	41.2%	30	2,402	11	2,156			○
23 立命館大法科大学院	825	338	41.0%	130	2,532	87	2,243			○
24 広島大法科大学院	243	99	40.7%	48	2,580	29	2,272			○
25 南山大法科大学院	228	91	39.9%	40	2,620	32	2,304			○
26 岡山大法科大学院	204	81	39.7%	45	2,665	36	2,340			○
27 関西学院大法科大学院	623	245	39.3%	100	2,765	46	2,386			○
28 横浜国立大法科大学院	265	104	39.2%	40	2,805	42	2,428			○
29 金沢大法科大学院	162	63	38.9%	25	2,830	23	2,451			○
30 創価大法科大学院	252	95	37.7%	35	2,865	28	2,479			○
31 立教大法科大学院	347	130	37.5%	65	2,930	50	2,529			○
32 成蹊大法科大学院	264	96	36.4%	45	2,975	30	2,559	H20 [Ⅰ]		○
33 中京大法科大学院	114	40	35.1%	25	3,000	13	2,572			○
34 専修大法科大学院	328	113	34.5%	55	3,055	41	2,613			○
35 法政大法科大学院	522	176	33.7%	80	3,135	63	2,676			○
36 関西大法科大学院	632	212	33.5%	100	3,235	40	2,716	H20 [Ⅲ]		○
37 北海学園大法科大学院	79	26	32.9%	25	3,260	15	2,731			○
38 琉球大法科大学院	104	33	31.7%	22	3,282	15	2,746			○
39 広島修道大法科大学院	132	41	31.1%	30	3,312	15	2,761			○
40 近畿大法科大学院	142	43	30.3%	40	3,352	6	2,767			○
41 新潟大法科大学院	220	65	29.5%	35	3,387	5	2,772			○
42 甲南大法科大学院	294	86	29.3%	50	3,437	24	2,796	H20 [Ⅲ]		○
43 名城大法科大学院	156	45	28.8%	40	3,477	16	2,812	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
44 熊大法科大学院	115	32	27.8%	22	3,499	11	2,823			○
45 静岡大法科大学院	99	26	26.3%	20	3,519	8	2,831	H21 (追評価: H22○) [Ⅱ]		○
46 関東学院大法科大学院	137	35	25.5%	25	3,544	4	2,835	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
47 西南学院大法科大学院	188	47	25.0%	35	3,579	17	2,852			○
48 筑波大法科大学院	130	32	24.6%	36	3,615	35	2,887			○
49 神奈川大法科大学院	164	40	24.4%	35	3,650	8	2,895	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
50 青山学院大法科大学院	222	54	24.3%	50	3,700	11	2,906			○
51 東洋大法科大学院	211	50	23.7%	40	3,740	8	2,914			○
52 日本大法科大学院	518	122	23.6%	80	3,820	34	2,948	H20 (追評価: H23×) [Ⅲ]		○
53 駒澤大法科大学院	176	41	23.3%	36	3,856	9	2,957			○
54 白鷗大法科大学院	101	23	22.8%	20	3,876	5	2,962	H20 (追評価: H22○) [Ⅲ]		○
55 明治学院大法科大学院	288	63	21.9%	40		5				○
56 東北学院大法科大学院	109	22	20.2%	30	3,906	2	2,964	H20 [Ⅲ]		○
57 香川大法科大学院	114	23	20.2%	20	3,926	6	2,970	H19 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
58 大宮法科大学院	305	61	20.0%	50		11				○
59 久留米大法科大学院	126	25	19.8%	30	3,956	6	2,976			○
60 島根大法科大学院	91	18	19.8%	20	3,976	3	2,979		○	
61 神戸学院大法科大学院	98	19	19.4%	35		2		H20 (追評価: H21○) [Ⅱ]		○
62 桐蔭横浜大法科大学院	228	43	18.9%	50	4,026	20	2,999			○
63 獨協大法科大学院	209	38	18.2%	30	4,056	9	3,008			○
64 國學院大法科大学院	177	30	16.9%	40	4,096	11	3,019			○
65 駿河台大法科大学院	286	46	16.1%	48		5				○
66 大東文化大法科大学院	163	26	16.0%	40	4,136	24	3,043		○	○
67 東海大法科大学院	151	23	15.2%	30	4,166	11	3,054	H20 [Ⅰ]		○
68 信州大法科大学院	112	17	15.2%	18	4,184	18	3,072			○
69 龍谷大法科大学院	171	24	14.0%	25	4,209	26	3,098			○
70 京都産業大法科大学院	180	22	12.2%	32	4,241	12	3,110	H20 [Ⅰ]		○
71 鹿児島大法科大学院	104	12	11.5%	15	4,256	5	3,115	H20 [Ⅰ]		○
72 愛知学院大法科大学院	88	10	11.4%	25	4,281	6	3,121	H21 (追評価: H23○) [Ⅲ]	○	
73 大阪学院大法科大学院	137	13	9.5%	30	4,311	6	3,127	H20 [Ⅲ]		○
74 姫路獨協大法科大学院	74	3	4.1%	募集停止				H20 [Ⅰ]		
総計	27,282	13,149	48.2%	4,484	4,311	3,150	3,127			

※受験者実数とは、(新)司法試験を1回以上受けた者の数。

※「認証評価不適合年度(1巡目)」に記載の【Ⅰ】は(公財)日弁連法務研究財団、【Ⅱ】は(独)大学評価・学位授与機構、【Ⅲ】は(財)大学基準協会にて認証評価を受けたことを表す。

法科大学院の設置状況

(平成24年度定員)

(注) ☆は昼夜開講法科大学院
★は夜間開講法科大学院

【北海道】
北海道80
☆北海学園25

【青森県】	
【秋田県】	【岩手県】
【山形県】	【宮城県】 東北80 東北学院30
【福島県】	
【栃木県】	【茨城県】
白鷗20	
【埼玉県】	【千葉県】
☆大宮法科50 獨協30	千葉40
【東京都】	
一橋85	
東京240	
慶応230	
中央270	
首都大52	
早稲田270	
明治170	
上智90	
学習院50	
創価35	
立教65	
☆成蹊45	
専修55	
法政80	
★筑波36	
青山学院50	
東洋40	
日本80	
駒澤36	
明治学院40	
國學院40	
駿河台48	
☆大東文化40	
東海30	
【神奈川県】	
横浜国立40	
関東学院25	
神奈川35	
☆桐蔭横浜50	

【山口県】	【島根県】 島根20	【鳥取県】	【福井県】
		【兵庫県】 神戸80	【京都府】 京都160
		関西学院100	同志社120
		甲南50	立命館130
		神戸学院35	龍谷25
		姫路獨協-	京都産業32

【愛媛県】 愛媛	【香川県】 香川
連合20	
【高知県】	【徳島県】

【福岡県】	
九州80	
福岡30	
西南学院35	
久留米30	
【長崎県】	【佐賀県】
【熊本県】 熊本22	【大分県】
【鹿児島県】 鹿児島15	【宮崎県】

【石川県】 金沢25	【富山県】	【新潟県】 新潟35
【滋賀県】	【長野県】 信州18	【群馬県】
【山梨県】 山梨学院35	【静岡県】 静岡20	【愛知県】
【岐阜県】	愛知30	名古屋70
【三重県】	南山40	中京25
【奈良県】	☆名城40	愛知学院25
【大阪府】	大阪80	
大阪市立60	関西100	
近畿40	★大阪学院30	
【和歌山県】		

【沖縄】 琉球22

北海道	2校 105名
東北	2校 110名
関東	32校 2,467名
甲信越	3校 88名

東海	7校 250名
北陸	1校 25名
近畿	15校 1,042名
中国	4校 143名

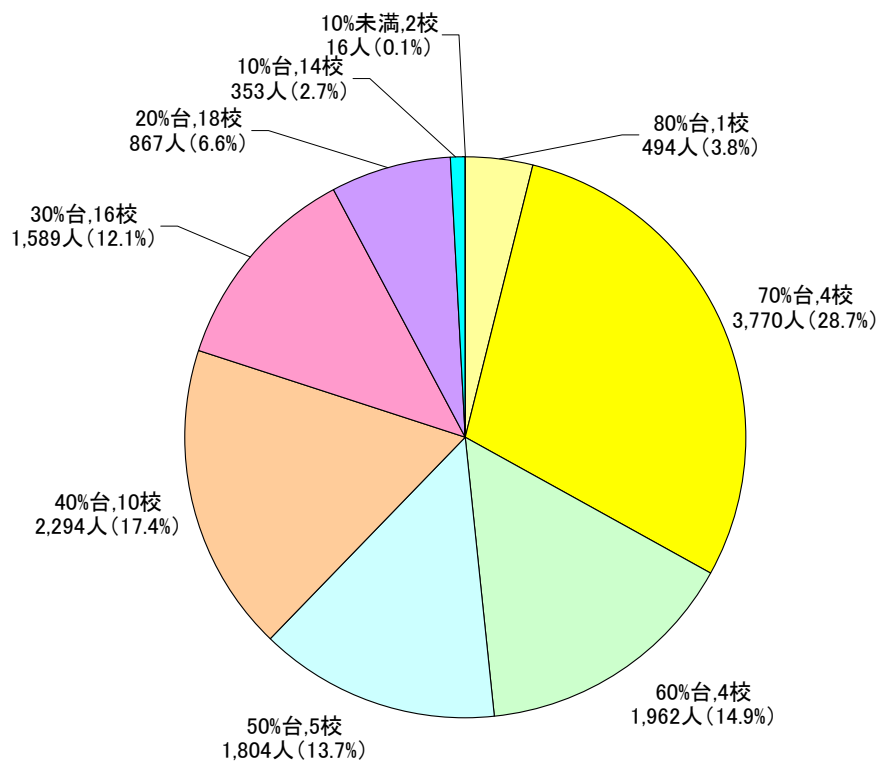
四国	1校 20名
九州	6校 212名
沖縄	1校 22名

総括表

平成24年度現在

	校数	定員	入学者数
国立	23校	1,361名	1,204名
公立	2校	112名	107名
私立	49校	3,011名	1,839名
計	74校	4,484名	3,150名

法科大学院別司法試験総合合格者数・総合合格率等(総合合格率順)



(参考)予備試験合格者 58人

法科大学院への裁判官及び検察官の派遣について

◎ 派遣の根拠

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年5月9日法律第40号）（以下「派遣法」という。）

◎ 派遣法の目的（同法第1条）

法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）3条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官等を法科大学院の教員として派遣する制度を整備し、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、法曹養成の基本理念に即した法科大学院における教育の充実に資することを目的とするもの。

◎ 派遣の形態（※裁判官はAのみ（裁判官の勤務形態、身分保障等の観点から））

A 本来の職務とともに法科大学院の教授等の業務を行う派遣（パートタイム型）

B 専ら法科大学院の教授等の業務を行う派遣（フルタイム型）

※なお、いずれの形態においても、1名を複数校へ派遣することも可

◎ 派遣の要件

○ 裁判官

- ① 法科大学院から最高裁判所への派遣要請
- ② 派遣を相当と認めるときであること（要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案）
- ③ 裁判官の同意
- ④ 最高裁判所と法科大学院との取決め（勤務時間その他の勤務条件等）
- ⑤ 期間を定めること（原則3年以内、同意を得て5年まで延長可）

○ 検察官

- ① 法科大学院から任命権者（法務大臣）への派遣要請
- ② 派遣を相当と認めるときであること（要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案）
- ③ 検察官の同意
- ④ 任命権者と法科大学院との取決め（勤務時間その他の勤務条件等（報酬を含む））
- ⑤ 期間を定めること（原則3年以内、同意を得て5年まで延長可）

〈法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（抜粋）〉

第一条（略）

（法曹養成の基本理念）

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵（かん）養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二（略）

三（略）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念にのっとり、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

法科大学院に対する人的支援（教員派遣）の見直しに関する指摘

- 法科大学院における組織見直しの促進方策について（平成 22 年 3 月 12 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）（抜粋）
（文部科学省による公的支援の見直しについて言及した上で）
関係機関においても、派遣教員などの公的支援の在り方について、早急に見直しを検討することが期待される。

- 法曹の養成に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）（抜粋）
法科大学院の統廃合を含む組織見直しを実効的に促進するために、認証評価を活用すべきであるとの指摘や、平成 22 年 3 月に法科大学院特別委員会が提言したとおり、新司法試験の合格実績を十分に挙げていない法科大学院について財政的支援の見直し（国立大学法人運営費交付金・私学助成金を削減すること）や人的支援の中止（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律に基づく裁判官及び検察官の教員としての派遣要請に応じないこと）といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

- 法曹養成制度改革に関する答申（民主党法曹養成制度検討 PT）（抜粋）
法科大学院の自主的、自立的な組織見直しを促進するのであれば、財政的支援だけでなく、人的支援も見直すべきである。上記指標（文部科学省による公的支援見直しの指標）に該当する法科大学院については、最高裁判所及び法務省は裁判官、検察官の派遣を取り止めるべきである。

司法制度改革審議会意見書における認証評価に関する制度設計

第2 法曹養成制度の改革

2. 法科大学院

(4) 設立手続及び第三者評価（適格認定）

法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである。ただし、その基準は、法曹養成の中核的機関としての使命にふさわしいものでなければならない。

また、法科大学院における入学者選抜の公平性、開放性、多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである。

法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るためのものであって、大学院としての設置認可や司法試験の受験資格とは、密接に関連しつつも、独立した意義と機能を有するものであり、評価（適格認定）基準の策定や運用等に当たっては、それぞれの意義と機能を踏まえつつ、相互に有機的な連携を確保すべきである。

第三者評価を実施する機関の構成については、法曹関係者や大学関係者等のほかに外部有識者の参加によって客観性・公平性・透明性を確保すべきである。

3. 司法試験

(3) 受験資格

法科大学院制度の導入に伴い、適切な第三者評価の制度が整備されることを踏まえ、それによる適格認定を受けた法科大学院の修了者には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。

（中略）

上記のように第三者評価による適格認定に基づいて司法試験管理委員会が法科大学院の修了者に新司法試験の受験資格を認める場合には、適格と認定されていた法科大学院について、その認定が第三者評価を実施する機関によって取り消されることとなったときに、新司法試験の受験資格について、当該法科大学院の在学生在に不測の不利益を与えないよう適切な配慮が必要である。

（参考）

○ 司法試験法（昭和24年法律第140号）・抜粋

（司法試験の受験資格等）

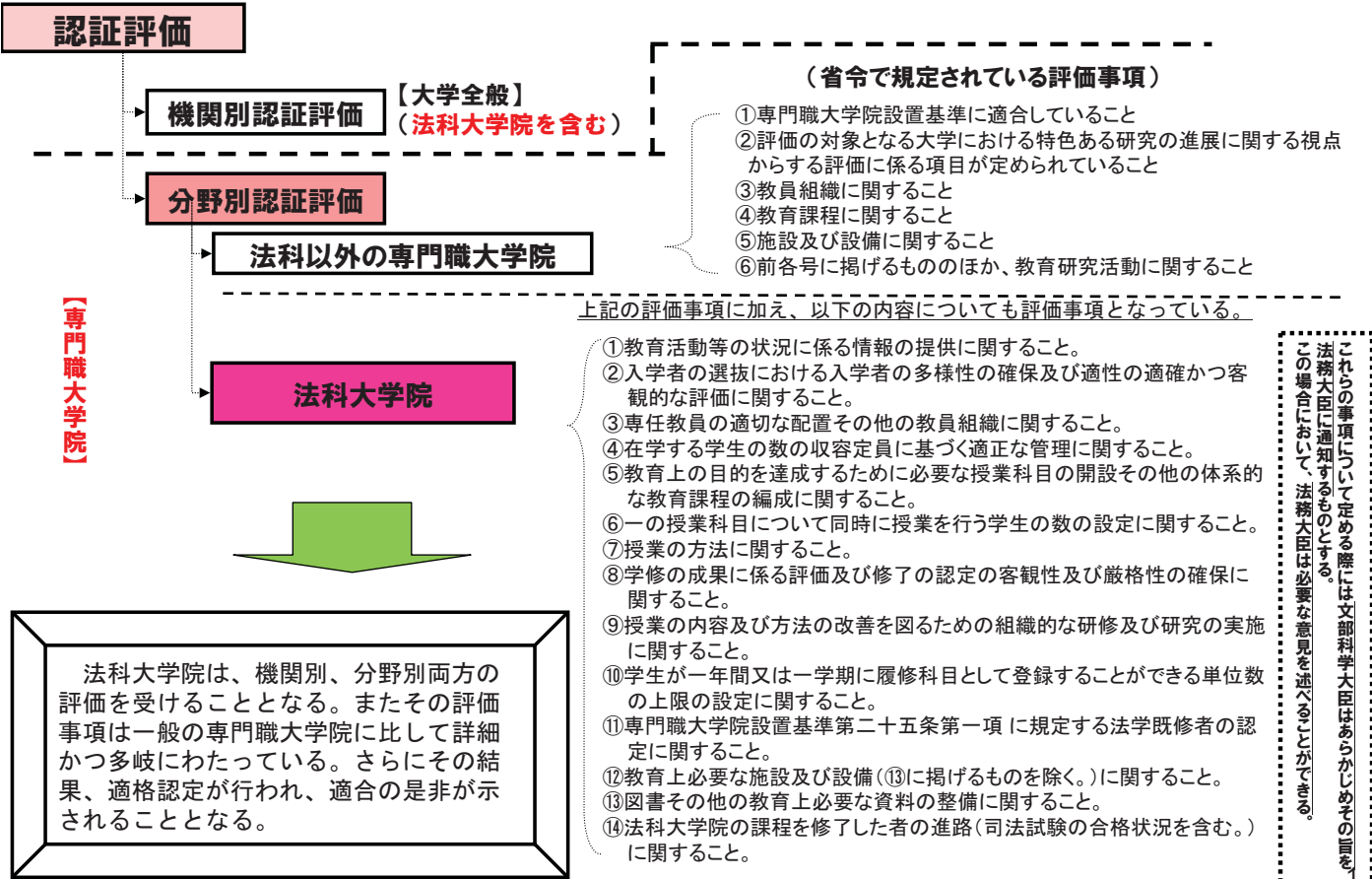
第4条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、3回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間

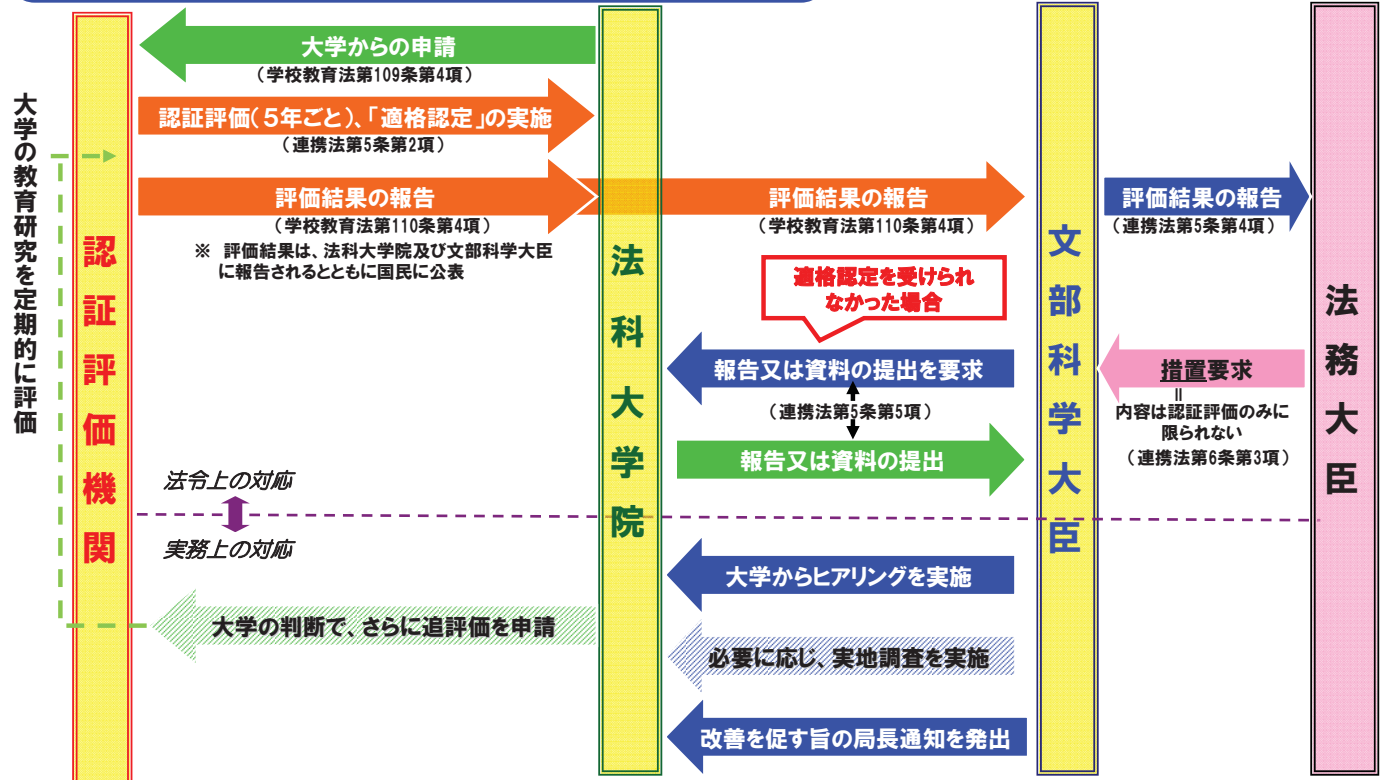
二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間

2 （略）

法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体の認証評価の仕組み



法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※ さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

法科大学院の認証評価制度の改善について

(1) 認証評価が抱えていた課題

平成18年度から開始された法科大学院の認証評価では、3つの認証評価機関での評価の方法・内容にバラつきがある、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じた

- このため、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告では、法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価できるよう、評価基準・方法を改善すべき旨提言
- この提言を受け、平成22年3月に省令を改正し、同年4月から施行

(2) 具体的な改善内容

(評価項目の改善)

- ① 新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加
- ② 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成など、より詳細な内容について評価が行われるよう改正

(評価方法の改善)

- ③ 評価方法について、法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正